

# 4月1日から 使用料・手数料の一部が変わります

財政課 ☎ 65-1220

施設に係る費用およびサービスの提供に係る経費の一部は、利用者からの使用料・手数料で賄っています。しかし、不足する費用は市税で補填しており、利用しない人にも費用の負担が生じています。そこで、利用する人と利用しない人の公平性を確保するため、使用料・手数料および減免規定の見直しを行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## ① 料金の改定を行う使用料・手数料

料金の改定を行う使用料・手数料は以下の通りです。変更後の金額は4月1日(月)以降の利用申請分から適用されます。

施設名	区分	時間帯	変更後	担当課
小中学校体育館 中学校武道場	照明設備	1回	300円	社会教育課 ☎ 65-1300
150円				
総合福祉センター（本館）	教養娯楽室	9～12時	750円	地域福祉課 ☎ 65-1237
		13～17時	1,200円	
		18～22時	1,500円	
	研修室1	9～12時	1,500円	
		13～17時	2,250円	
		18～22時	3,000円	
	研修室2	9～12時	750円	
		13～17時	1,200円	
		18～22時	1,500円	
	研修室3	9～12時	750円	
		13～17時	1,200円	
		18～22時	1,500円	
（別子山分館）	小会議室	1時間毎	400円	
女性総合センター	第2講習室（OA実習室） ※団体料金	9～12時	1,430円	男女参画・ 市民相談課 ☎ 65-1233
		13～17時	2,150円	
		17～22時	2,860円	
		9～22時	6,440円	
	多目的ホール	9～12時	3,300円	
		13～17時	4,950円	
		17～22時	6,600円	
		9～22時	14,850円	
	研修室 （視聴覚室）	9～12時	1,430円	
		13～17時	2,150円	
		17～22時	2,860円	
		9～22時	6,440円	
文化振興会館	第4会議室	9～12時	440円	スポーツ振興課 ☎ 65-1303
		12～17時	550円	
		17～21時	770円	
		9～17時	990円	
		12～21時	1,210円	
		9～21時	1,650円	
	調理実習室	9～12時	660円	
		12～17時	770円	
		17～21時	990円	
		9～17時	1,320円	
		12～21時	1,540円	
		9～21時	2,090円	
山根市民グラウンド	夜間照明【全面使用】	1回	3,000円	
	夜間照明【片面使用】		1,500円	

施設名	区分	時間帯	変更後	担当課
市営野球場	練習・一般 ※季節によって開始・終了 時間変更有	2時間以内	660円	スポーツ振興課 ☎ 65-1303
		午前	1,320円	
		午後	1,760円	
		全日	2,420円	
		スコアボード	1試合	
	夜間照明	1時間	3,300円	
東雲市民プール	大人(2時間超過時)	1時間毎	60円	
山根公園屋内プール	大人	2時間まで	450円	
市民体育館	競技場【全面使用】(入場料無) ※アマチュアスポーツで使用する 場合を除く	9～12時	26,400円	
		13～17時	39,600円	
		18～22時	52,800円	
		9～22時	105,600円	
	競技場【全面使用】(入場料有) ※アマチュアスポーツで使用する 場合を除く	9～12時	52,800円	
		13～17時	79,200円	
		18～22時	105,600円	
		9～22時	211,200円	
山根総合体育館	競技場【全面使用】(入場料無) ※アマチュアスポーツで使用する 場合を除く	9～12時	19,800円	
		13～17時	33,000円	
		18～22時	39,600円	
		9～22時	79,200円	
	競技場【全面使用】(入場料有) ※アマチュアスポーツで使用する 場合を除く	9～12時	39,600円	
		13～17時	66,000円	
		18～22時	79,200円	
		9～22時	171,600円	
市民体育館 山根総合体育館 多喜浜体育館	個人使用(高校生以上) (トレーニング室含む)	9～12時	150円	
		13～17時	150円	
		18～22時	150円	
		回数券(11枚綴)	—	1,500円
港湾施設	係船料 不定期旅客船(西原棧橋以外)	24時間ごと	3.3円	港湾課 ☎ 65-1350
		1tにつき		
	給水施設(水道料)	1m <sup>3</sup> 毎	250円	
		給水施設(大口水道料)	基本料金(月300m <sup>3</sup> まで) 従量料金(超過1m <sup>3</sup> 毎)	
し尿汲取手数料		18ℓ毎	253円	廃棄物対策課 ☎ 65-1252
		18ℓ未満	126円	

※改定率は原則150%を上限としています。

## ② 減免規定の改定について

4月1日(月)から、①で紹介した施設(港湾施設を除く)および次の施設について、減免規定の改定を行います。

### ○減免規定のみを改定する施設

施設名	担当課
美術館	文化振興課 ☎ 65-1554
市民文化センター	
サッカーグラウンド	スポーツ振興課 ☎ 65-1303
テニスコート	
喜光地イベント広場	産業振興課 ☎ 65-1260
公園	都市計画課 ☎ 65-1270

### ○改定後の減免規定の内容

①市との共催	5割減免
②市の後援	3割減免
③高齢者の対象年齢	65歳以上
④障がい者	5割減免
⑤国、県、他の地方公共団体が使用	5割減免

※③、④、⑤は施設によっては該当しない場合があります。詳しくは施設担当課へお問い合わせください。